

## 議案第 2 号

### 手数料条例の一部を改正する条例制定について

手数料条例（平成 12 年条例第 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 6 日 提出  
木古内町長 鈴木 慎也

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）の6の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、40の項を42の項とし、12の項から39の項までを2項ずつ繰り下げ、11の項中「書類を」を「書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの」に、「書類1件につき」を「1件につき」に改め、同項を13の項とし、10の項中「交付又は」を「交付、」に改め、「事項の証明書の」の次に、「交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の」を加え、同項を12の項とし、9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、同項の前に次の1項を加える。

|  |  |                   |              |
|--|--|-------------------|--------------|
| <p>9 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料<br/>（電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除く。）</p> |  | <p>1件につき 700円</p> | <p>発行のとき</p> |
|--|--|-------------------|--------------|

7の項中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項を8の項とし、6の項の次に次の1項を加える。

|  |  |                   |              |
|--|--|-------------------|--------------|
| <p>7 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料<br/>（電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2で定めるものに</p> |  | <p>1件につき 400円</p> | <p>発行のとき</p> |
|--|--|-------------------|--------------|

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| 限る。以下この表において同じ)<br>により発行を行う場合及び同一<br>事項の戸籍の謄本若しくは抄本<br>又は戸籍証明書と同時に請求す<br>る場合は除く。) |  |  |  |
|---|--|--|--|

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。